

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日休む)
の翌日

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員の退任（農村整備課）

土地改良法による換地計画の決定（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（四件）（〃）

土地改良事業の認可（〃）

土地改良事業の工事の完了（二件）（〃）

保安林の指定の解除予定（二件）（〃）

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会
計課）

◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 危険物取扱者保安講習の実施（消防防災課）

准看護婦試験の実施（医務課）

告 示

鳥取県告示第九百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 山本 一雄 日野郡日南町下石見一八七

昭和六十二年十一月二十五日退任

鳥取県告示第九百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る光徳地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百八十六号

西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）与一谷地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十七号

西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）原地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十八号

西伯町が行う土地改良事業（団体営農業用河川工作物応急対策事業七ヶ堰地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十九号

日野町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業黒坂地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）里仁地区農業用排水及び農道整備

を一体としたもの)を昭和六十二年十二月十四日認可したので、同法第九十六條の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
日南町	土地改良総合整備事業(小規模排水) 市場地区区画整理及び暗きよ排水	昭和六十二年一月二十日

鳥取県告示第九百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
河原町	土地改良総合整備事業(同和対策) 上山手地区は場整備	昭和六十二年三月二十日

鳥取県告示第九百九十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡家町大字落岩字三山口七二二の二
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百九十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字小林谷五四九の二一、五五〇の四六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百九十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取
県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）
の一部を次のように改正し、昭和六十二年十二月二十一日から施行する。

昭和六十二年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

鳥取支店

鳥取市元魚町二丁

目

を

鳥取支店

鳥取市川端三丁目

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百五号

昭和六十二年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十二年十二月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

一 日時 昭和六十二年十二月二十一日（月）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 昭和六十三年新成人研修会について

公 告

消防（法昭和23年法律第186号）第18条の23の規定により、危険物取扱

者保安講習を次のとおり実施する。

昭和62年12月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 講習の日時及び場所

- (1) 昭和63年2月16日 (火) 午前10時から午後4時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 昭和63年2月18日 (木) 午前10時から午後4時まで
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (3) 昭和63年2月22日 (月) 午前10時から午後4時まで
倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室
- (4) 昭和63年2月23日 (火) 午前10時から午後4時まで
境港市上道町1580 境港市民会館大会議室

2 受講手続

(1) 受講申請書の受付期間

昭和63年1月16日(土)から同月30日(土)まで(郵送による場合は、昭和63年1月30日(土)までの消印のあるものに限る。)

(2) 提出書類

危険物取扱者保安講習受講申請書

3 受講手数料及びその納付方法

- (1) 受講手数料 4,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料

欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

4 受講申請書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、鳥取県准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和62年12月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

昭和63年2月26日(金) 午前10時から午後3時まで

2 試験会場

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館

3 受験願書の提出期間

昭和63年1月11日(月)から同月18日(月)まで(郵送の場合は昭和63年1月18日(月)までの消印のあるものは有効とする。)

4 その他

受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部 医務課(電話 0857-26-7190)へ問い合わせること。